沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況

平成23年11月1日

	<u></u>							I	T	<u> </u>
	市町村	県への 事務委 託 ^{注1}	がれき推計量 ^{注2} (千t)		仮置場への搬入状況			平成23年8月 目標の達成状 況 注4	撤去率	平成24年3月目標の 達成状況 注4
県				うち家屋等解体によるがれき推計量(解体済のものを含む)	仮置場 設置数	仮置場 面積 (ha)	搬入済量 ^{注3} (千t)	居住地近傍に ある災害廃棄 物の搬入状況 注5	解体を除いた がれき推計量 に対する搬入 済量の割合 (%)	がれき推計量に対す る 搬入済量の 割合(%)
岩手県	洋野町(ひろのちょう)		* 15	3	1	3.0	15	0	100%	100%
	久慈市(くじし)		* 96	20	4	5.0	96	0	100%	100%
	野田村(のだむら)	有	* 140	10	8	6.0	140	0	100%	100%
	普代村(ふだいむら)		* 19	2	2	2.0	19	0	100%	100%
	田野畑村(たのはたむら)	有	* 86	20	3	4.0	86	0	100%	100%
	岩泉町(いわいずみちょう)	有	* 42	5	1	4.0	42	0	100%	100%
	宮古市(みやこし)	有	* 715	140	11	30.0	645	0	100%	90%
	山田町(やまだまち)	有	* 399	40	16	17.0	302	0	84%	76%
	大槌町(おおつちちょう)	有	* 709	40	17	31.0	603	0	90%	85%
	釜石市(かまいしし)		762	400	11	19.0	327	0	91%	43%
	大船渡市(おおふなとし)		756	130	20	24.0	470	0	76%	62%
	陸前高田市(りくぜんたかたし)	有	* 1,016	90	14	83.0	925	0	100%	91%
	計		4,755	900	108	228	3,670		92%	77%
宮城県	仙台市(せんだいし)		1,352	450	3	103.4	1,040	0	100%	77%
	石巻市(いしのまきし)	有	6,163	4,700	25	163.4	2,122	0	100%	34%
	塩釜市(しおがまし)	有	* 251	100	3	5.0	236	0	100%	94%
	気仙沼市(けせんぬまし)	有	1,367	330	20	43.1	1,031	0	99%	75%
	名取市(なとりし)	有	* 636	50	5	18.9	594	0	100%	93%
	多賀城市(たがじょうし)	有	* 550	401	15	20.2	204	0	100%	37%
	岩沼市(いわぬまし)	有	520	90	19	57.0	502	0	100%	97%
	東松島市(ひがしまつしまし)	有	1,657	1,300	6	53.8	974	0	100%	59%
	亘理町(わたりちょう)	有	* 1,267	10	5	58.2	1,188	0	95%	94%
	山元町(やまもとちょう)	有	533	340	25	69.5	407	0	100%	76%
	松島町(まつしままち)		* 43	27	5	4.1	24	0	100%	56%
	七ヶ浜町(しちがはままち)	有	333	50	3	10.2	258	0	92%	77%
	利府町(りふちょう)		* 15	10	4	1.4	8	0	100%	55%
	女川町(おながわちょう)	有	444	251	5	6.1	223	0	100%	50%
	南三陸町(みなみさんりくちょう)	有	* 560	260	28	18.7	322	0	100%	58%
	計		15,691	8,369	171	632.9	9,133		99%	
福島県	いわき市(いわきし)		* 880		18	23.8	459		64%	
	相馬市(そうまし)		* 217		1	9.4	190		95%	
	南相馬市(みなみそうまし)		640			48.9	396		65%	
	新地町(しんちまち)		167	5	5	8.0	80		50%	
	広野町(ひろのまち)		25		1	2.7	2.5	◎ ^{注6}	17%	10%
	楢葉町(ならはまち)		58		_			_		_
	富岡町(とみおかまち)		49				_	_		_
	大熊町(おおくままち)		37				_	_		_
	双葉町(ふたばまち)		60			_	_	_		_
	浪江町(なみえまち)		147					_		_
	計		2,280		34	92.8			55%	
	合 計		22,726	9,494	313	954	13,931		90%	61%

主に仮置場搬入後の処理について、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき事務の委託を行っている場合は「有」 注1)県への事務委託:

と記載。

注2)がれき推計量: 衛星画像を用いて浸水区域を特定し、これをもとに、環境省において津波により倒壊した家屋等のがれき量を推計したも の。なお、がれきの仮置場への搬入が概ね終了している市町村等については、搬入済量を基にして推計したがれき量を計

上(該当の市町村には*印)。

注3)搬入済量: 平成23年11月1日現在で県を通じて把握がなされた仮置場への搬入済量を集計したもの。なお、この搬入済量には、家屋 等解体により発生したがれきで撤去が完了したもの及び農地等のがれき撤去に付随して搬入された津波堆積物も含まれて

いる。

注4)災害廃棄物の仮置場への移動スケ

ジュール:

状況:

東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)(平成23年5月16日事務連絡)において、生活環境に支障が 生じうる災害廃棄物(例えば、現在住民が生活を営んでいる場所の近傍にある災害廃棄物)は、平成23年8月末までを目途 に仮置場へ概ね移動すること、その他は、平成24年3月末を目途に移動することを目標としている。

注5)居住地近傍にある災害廃棄物の搬入 現在住民が生活を営んでいる場所の近傍にある災害廃棄物の仮置場への搬入がほぼ完了している市町村について「◎」 を記載。

ある災害廃棄物の搬入状況:

注6)福島県広野町における居住地近傍に 広野町は、9月30日付けで緊急時避難準備区域が解除されたものの、現在、住民が生活を営んでいる場所は町内のごく一 部に限られており、この地域における居住地近傍の災害廃棄物の撤去は概ね完了している。